破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１００７号
北九州市若松区青葉台西５丁目９番７号
破産者　遠山栄子こと　吉　　栄子
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２号
宮城県大崎市岩出山下野目字向山248番地
破産者　佐藤　力男
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
川崎市宮前区野川3091番地　市営住宅２―208号
破産者　高松　英昌
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０００号
熊本県天草市倉岳町宮田1159番地３、開始決定時の住所名古屋市緑区黒沢台１丁目904番地　島田東住宅Ｄ棟408号
破産者　松本　正勝
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９１０号
愛知県一宮市三ツ井４丁目５番13号　シュロス三ツ井Ｄ棟、従前の住所愛知県一宮市丹陽町外崎字郷前119番地１
破産者　山田　規之
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９６号
名古屋市中川区中郷１丁目13番地　グリーンハイツ303号、従前の住所名古屋市中川区西日置２丁目13番33号
破産者　大津　卓史
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７３号
大阪市北区大淀南２丁目９番17―701号
破産者　吉田　成人
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５８０号
大阪府吹田市内本町１丁目21番12―209号
破産者　中村　　真
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０号
徳島県鳴門市大麻町板東字永井４番地10、旧住所東京都中野区新井２丁目12番13―903号
破産者　寒川　敬治
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８２号
北九州市八幡西区本城東１丁目14番31号
破産者　三舛　洋二
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６１０号
熊本市南区近見２丁目４番40号
破産者　古閑　　始
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３号
北海道岩見沢市上幌向南１条１丁目1205番地１
破産者　長屋　勝美
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第５５号
愛知県稲沢市平和町東城郷内275番地３、従前の住所愛知県稲沢市平和町西光坊新町67番地
破産者　伊藤　正弘
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２２６号
京都市右京区太秦西蜂岡町９番地101、前住所京都市右京区嵯峨野芝野町21番地の30
破産者　平野商店こと　平野　富一
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３３０号
京都市伏見区深草大亀谷大山町13番地１　ネオグランドール伏見356号室
破産者　中井　秀之
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４１８号
京都市伏見区醍醐内ケ井戸19―１　介護老人保健施設醍醐の里、住民票上の住所京都府城陽市寺田垣内後15番地の２　エクセレントハイツ105号
破産者　中井　久枝
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
京都府舞鶴市字泉源寺171番地８―Ｍ５棟207号
破産者　田村　孔明
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係